

令和3年(ワ)第7039号 国家賠償請求事件

原告 株式会社グローバルダイニング

被告 東京都

## 証拠説明書(甲73ないし甲84)

令和4年3月7日

東京地方裁判所 民事42部A合議口係 御中

原告訴訟代理人弁護士 倉持麟太郎



同 水野泰孝



同 金塚彩乃



頭書事件に係る各証拠について、下記のとおり説明します。

### 記

号証	標目 (原本写しの別)	原本・ 写しの 別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲73	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況に関する報告」と題する内閣官房作成資料	写し	R3. 10.8	内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室	令和3年4月25日から東京都を含む4都府県に緊急事態宣言が発出されたこと及びその内容

甲74	「新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく要請について」と題する通知書	写し	R3. 4.28	東京都知事 小池百合子	東京都知事は、令和3年4月28日付けにて、原告に対し、本件対象施設について、特措法第45条第2項に基づく営業時間短縮等の要請を行った事実及びその内容
甲75	「新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく要請について」と題する通知書	写し	R3. 5.12	東京都知事 小池百合子	東京都知事は、令和3年5月12日付けにて、原告に対し、本件対象施設について、特措法第45条第2項に基づく営業時間短縮等の要請を行った事実及びその内容
甲76	措置命令書	写し	R3. 5.17	東京都知事 小池百合子	東京都知事は、令和3年5月17日付けにて、個別の要請に係る原告23店舗に対し、本件対象施設について、特措法第45条第3項に基づく営業施設の使用制限の命令を発出した事実及びその内容
甲77	「(第2039報) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に基づく施設の使用制限の命令を行った施設について」と題する記事.	写し	R3. 5.17	東京都	東京都知事は、令和3年5月17日付けにて、東京都内の合計33施設について、特措法45条第3項に基づく施設の使用制限命令を発出した事実
甲78	措置命令書	写し	R3. 5.26	東京都知事 小池百合子	東京都知事は、令和3年5月26日付けにて、個別の要請に係る原告3店舗に対し、本件対象施設について、特措法第45条第3項に基づく営業施設の使用制限の命令を発出した事実及びその内容

甲79	インフルエンザ等対策特別措置違反事件決定書	写し	R3. 12.16	東京都地方裁判所民事第8部	上記命令に原告が従わなかったことにつき、東京地方裁判所が原告に対して過料780万円を処する旨の過料決定をしたこと及びその内容
甲80	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた緊急提言」	写し	R3.1.9	全国知事会	全国知事会が、医療提供等についての地方自治体の権限強化を含めた提言を国に対して行ったこと及びその内容
甲81	「国立大の重症確保、コロナ活用半ば」と題する記事	写し	R3.2.9	日本経済新聞	新型コロナウイルスに対応する病床がひっ迫しているとされていた時期に、国立大の病床が有効活用されていなかったこと及びその内容
甲82	「【緊急】国立大学病院の新型コロナウイルス感染症(COVID19)対応について」と題する声明	写し	R3.2.12	一般社団法人国立大学病院長会議 会長 横手幸太郎	甲81に対する反論声明であり、国立大学病院の病床確保については、都道府県の指示・要請に基づいて確保していること及びその内容
甲83	「新型コロナウイルス感染症患者の受入状況(令和3年2月24日時点)」	写し	R3.2.24	厚生労働省	令和3年2月末においても、たとえば大病院の約35%、国立・公立・公的病院の約55%がコロナ患者を受け入れてすらいないこと及び受け入れていたとしても1~4人程度がほとんどすべてであること及びその内容
甲84	東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会議事録	写し	R2.4.15	東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会	遅くとも令和2年4月15日の時点で、被告東京都は特措法31条に基づき医療提供協力すべきであるとの意見を認識していたこと及びその内容

以上